これだけは知っておきたいEPA/FTA 要点と注意点

2024年2月1日

ジェトロ 貿易投資相談課

目次

1. 経済連携協定(EPA)とは?	3-10頁
2. 経済連携協定(物品貿易に関する協定)の利用	11-20頁
3. 経済連携協定税率と譲許	21-31頁
4. 経済連携協定の原産地規則	32-49頁
5. 経済連携協定の特定原産地証明書	50-59頁
6. その他	60-65頁

経済連携協定(EPA)とは?

経済連携協定(EPA)とは?

経済連携協定 EPA • Economic Partnership Agreement 自由貿易協定 FTA • Free Trade Agreement

FTA

特定の国や地域の間で、 物品の関税やサービス貿易の 障壁等を削減・撤廃する協定

> 物品の関税を 削減・撤廃

サービス貿易の障壁等を削減撤廃

EPA

FTAを柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定

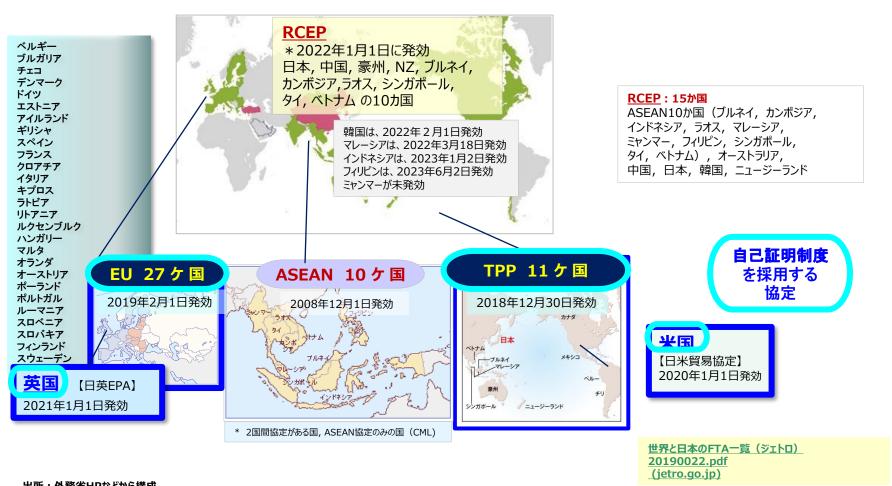
投資規制撤廃

人的交流の拡大

各分野の協力

知的財産制度 競争政策の調和

主な経済連携協定等の発効状況



出所:外務省HPなどから構成

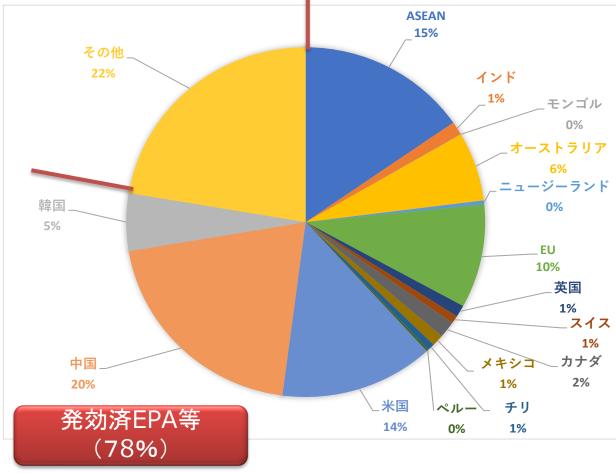
我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組 | 外務省 (mofg.go.jp)

日本のEPA等 貿易カバー率

EPA等	発効年•月
シンガポール	2002.11
メキシコ	2005.04
マレーシア	2006.07
チリ	2007.09
タイ	2007.11
インドネシア	2008.07
ブルネイ	2008.07
ASEAN	2008.12
フィリピン	2008.12
スイス	2009.09
ベトナム	2009.10
インド	2011.08
ペルー	2012.03
オーストラリア	2015.01
モンゴル	2016.06
CPTPP(カナダ /NZ)	2018.12
EU	2019.02
日米	2020.01
日英	2021.01
RCEP(中国/韓 国)	2022.01

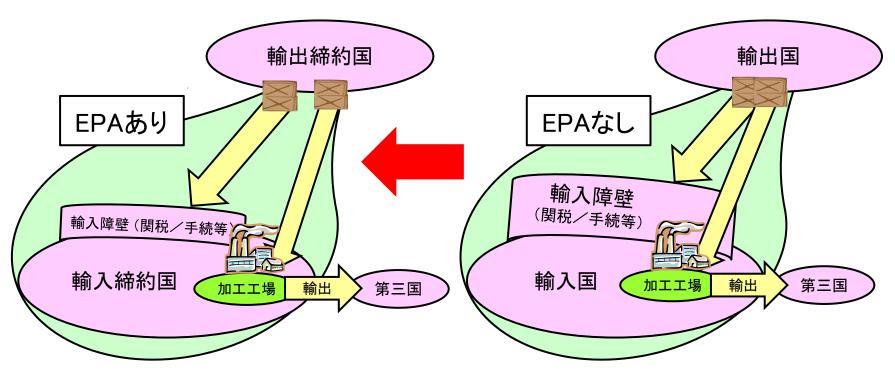
【日本の貿易相手国構成比】

貿易総額:216兆円 *2022年の日本の貿易総額 (輸出+輸入) を基に作成



EPA等相手国との貿易が貿易総額に占める割合は78%

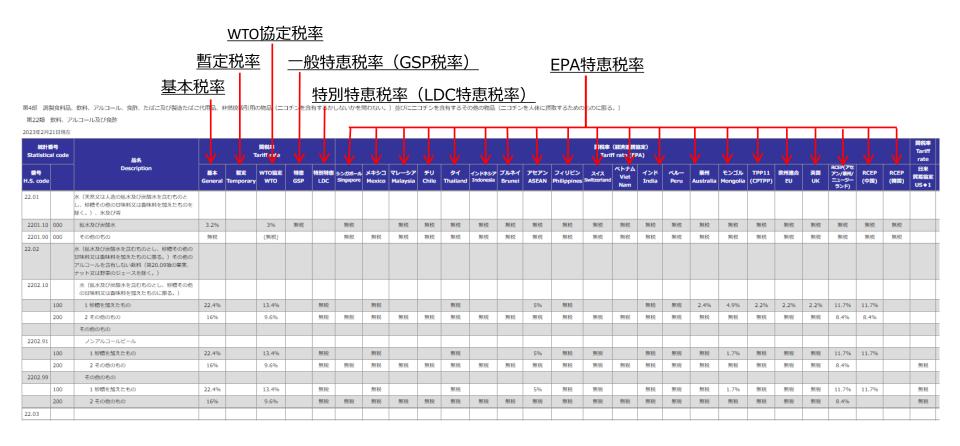
物品貿易の自由化とは?



- ★ 関税の削減・撤廃は物品貿易の自由化の一つ!
- ★ EPA税率は締約輸入国・地域市場向けの税率(関税の一つ)!
 - ⇒ASEAN諸国の場合、輸出製品製造用輸入原材料の関税はEPA税率を利用しなくても投資・輸出奨励制度や国内法により無税になる場合が多い。投資・輸出奨励の恩典や保税工場/倉庫の利用、原材料輸入時申告し製品輸出証明書を提出して原材料輸入関税還付を受ける場合などがある。(例えば、タイ:税の還付制度(Section 19 bis of Customs Act(No.9) B.E.2482(通称BIS 第19条2項)、投資奨励法、工業団地公社法等、マレーシア:各種投資関連法(投資促進法、工業調整法、関税法、関税令、自由地域法等))

関税率表の見方

日本税関 輸入統計品目表(実行関税率表) ※2023年4月1日版 https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm



出所:税関ウェブサイト

関税の種類(日本の場合)

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用。
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で <u>最恵国待遇</u> を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)。
一般特恵税率 (GSP税率)	開発途上国で、特恵関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特恵受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特恵税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences)。特恵原産地証明書(Form A)が必要。
特別特恵税率 (LDC税率)	特恵受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特恵対象品目を輸入する場合も、LDC特恵税率が適用され、無税となる。LDC特恵税率の適用には、原則として、特恵原産地証明書(Form A)の提出が必要。関税暫定措置法で定められている。
協定特恵税率 (EPA特恵税率)	JETRO > EPA/FTA、WTOポータルサイト > 日本が締結しているEPA等 の各 <u>EPAの協定税率</u> https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/

	協定	非協定
特恵	EPA特恵税率	一般特恵(GSP)税率 特別特恵(LDC)税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所:税関「関税のしくみ」、外務省「特恵関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される。

		暫定税率が設定されてい る品目	暫定税率>協定税率である品目	1	協定税率を 適用
協定税率が			暫定税率≦協定税率である品目	1	暫定税率を 適用
	設定されて いる品目	暫定税率が設定されてい ない品目	基本税率>協定税率である品目	1	協定税率を 適用
			基本税率≦協定税率である品目	1	基本税率を 適用
	協定税率が	暫定税率が設定されている品目		↑	暫定税率を 適用
	設定されていない品目	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を 適用

MFN: Most Favored Nation (最惠国待遇)

出典:税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

経済連携協定の利用

(物品貿易に関する協定)

EPA特恵関税利用の入口!

HSコードの確定

★ 経済連携協定はHSコード(関税分類番号)で規定されている!

EPAを利用して輸出入取引する場合、最初に正しい関税分類番号の確定が極めて重要になる。 EPA物品貿易協定ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。 従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。正しい関税分類番号を確定することが大切である。

★ HSコード(関税分類番号)は輸入国税関の判断!

輸入締約国税関と輸出締約国税関の関税分判断が類異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。 従って、HSコードの確定には次の方法を推奨する。

- 1) <u>過去輸入締約国に同一製品を輸出入したことがあるならば</u>、その輸入時の納税証明書、輸入許可証のHSコード、 あるいは統計品目番号を輸入者に問い合わせる。
- 2) <u>過去輸入締約国に同一製品を輸出入したことがない場合</u>、日本税関では<u>品目分類の事前教示制度</u>を利用した書面(回答書) によるHSコードの確定を行う。日本の場合、この回答書を輸入通関時に提示すると3年間回答書内容に基づいた通関ができる。

他の東南アジア諸国にも同様の制度があり、その制度を利用してHSコードの確定する。

日本の品目分類の事前教示制度 http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a タイの「事前教示制度」https://www.jetro.go.jp/world/qa/W-150806.html

★ HSコード(関税分類番号)とは?

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。

このHS条約は1988年1月に発効し、2023年7月現在160国・地域及びEUが加盟、HS適用国(含むHS条約非加盟国)は200以上に上る。HS品目表はおよそ5年ごとに改正されている。

出所:税関ウェブサイト「関税分類の概要」、財務省ウェブサイト「HS条約の改正に伴う関税率表の改訂」

HSコードの確定

- ・各EPAでは、協定書の中で採用されているHSコードの年版が異なる。
- =<u>原産地証明書には採用年版のHSコードを記載</u>すること。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象産品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコード(=最新HSコードを記載)は異なるので要注意。

HSコードのバージョン	協定
HS2002年版	日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン、日チリ、日ブルネイ、 日タイ(ただし品目別規則については2022年1月1日より2002年版から2017年版に変更)、 日インドネシア(ただし品目別規則については2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更予定)、 日ASEAN(ただし品目別規則については2023年3月1日より、2002年版から2017年版に変更)
HS2007年版	日ベトナム、日スイス、日インド、日ペルー
HS2012年版	日オーストラリア、日モンゴル、CPTPP、 RCEP(ただし品目別原産地規則については2023年1月1日よりHS2022年版に変更)
HS2017年版	日EU、日米、日英、日タイ品目別原産地規則 日ASEAN品目別原産地規則
HS2022年版	RCEP品目別原産地規則

参考資料:

税関「関税分類の概要」

税関「輸出入手続きの便利な制度」

税関「輸入申告書」

税関「輸入申告書の記載方法について」

税関「EPA相手国の事前教示制度」

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201 jr.htm

https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm

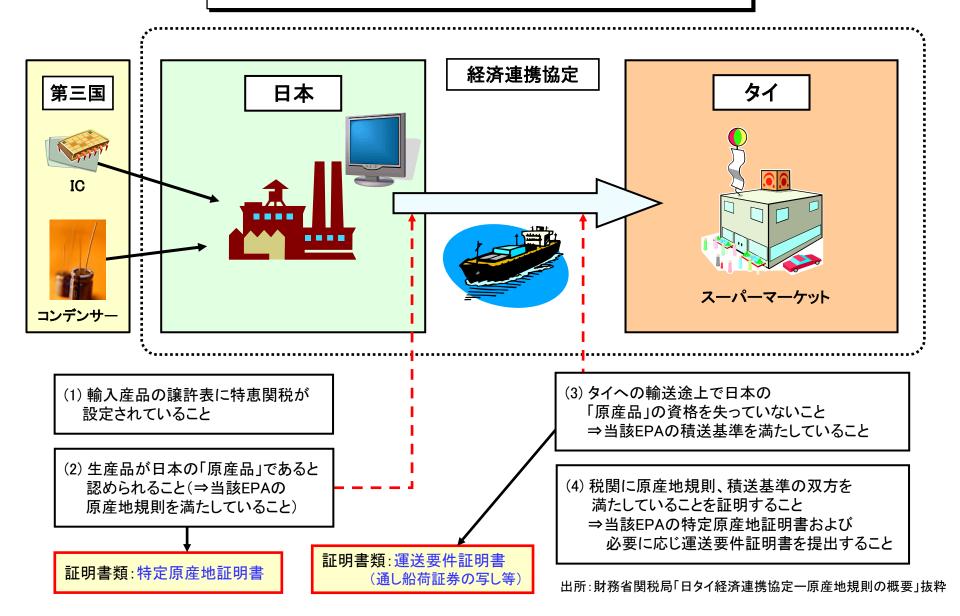
https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form C/C5020.pdf

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1110_jr.htm

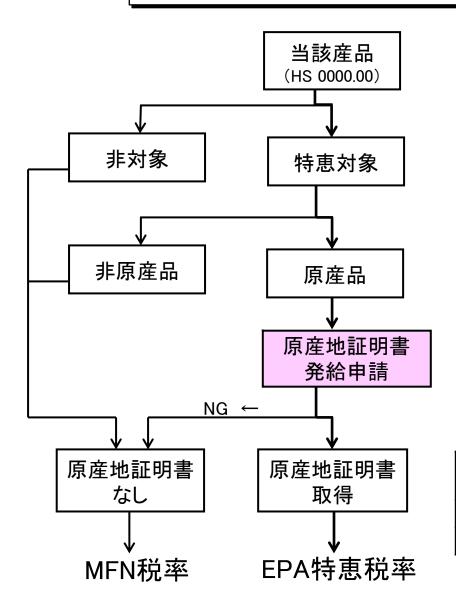
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/EPA_aitekokujizenkyouzi.pdf

※旧バージョンのHSコードは以下リンクから確認可能 https://www.customs.go.jp/yusyutu/

協定の特恵関税適用のための条件 日本タイEPAの場合



日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した 実績があれば、その輸入許可書上のHSコード を確認する(12頁参照)

特恵関税を関税率表および協定附属書(譲許表) から調べる

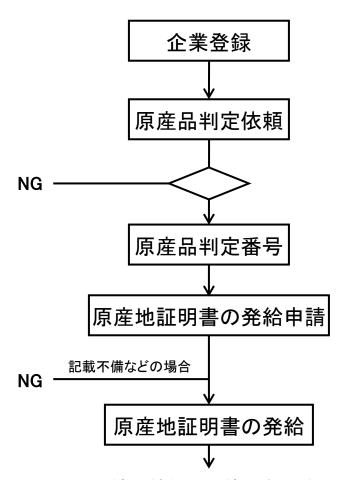
原産地規則を協定附属書(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

<タイの場合>

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	タイ側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	タイで

原産地証明書発給の流れ



輸入締約国の輸入者に送付 輸入者は税関に提出、特恵税率で通関

輸出者および<u>原産品判定依頼を行う生産者</u>の企業登録。 企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。 登録内容に変更がない限り、2年間有効。

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼 を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品の原産地規則を満たす原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、係る必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認、関係者への照会、あるいは調査がある。

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。申請内容に変更がない限り、有効期限なし。

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する。

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該産品の 原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。 以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

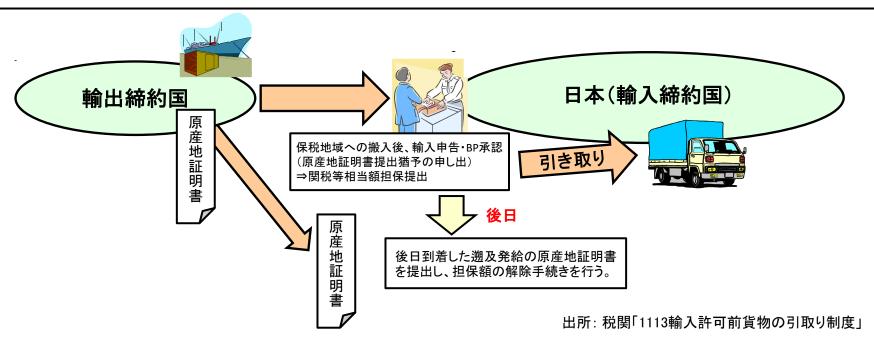
> 詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html

許可前引き取り承認制度 EPAを利用した輸入通関手続き

輸入貨物は、輸入の許可を受けなければ国内に引き取ることはできない。しかし、この原則を厳守して貨物を長く保税地域に留置させることは、輸入者の商取引上商機を逸することにもなり、適当でない場合がある。

以下のような貨物について輸入の許可前に貨物を直ちに引き取ることが可能となる許可前引き取り承認制度(Before Permit: BP) を導入している。なお、許可前引き取り承認制度を利用する場合には、関税等相当額の担保を税関に提出した上で税関長の承認を受ける必要がある。(関税法第73条)

- ・貴重品や危険物、変質・損傷のおそれがあり、特に引取りを急ぐもの
- ・展示会等へ出品するもので時間的制約があるとき
- ・<u>特恵税率又は経済連携協定に基づく税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れるとき</u> (ただし、いずれの場合も「原産地証明書の提出猶予」の承認を受けた場合に限る。)
- ・陸揚げ後に数量を確定させる契約による貨物であり、輸入申告時に貨物の数量が確定していないとき



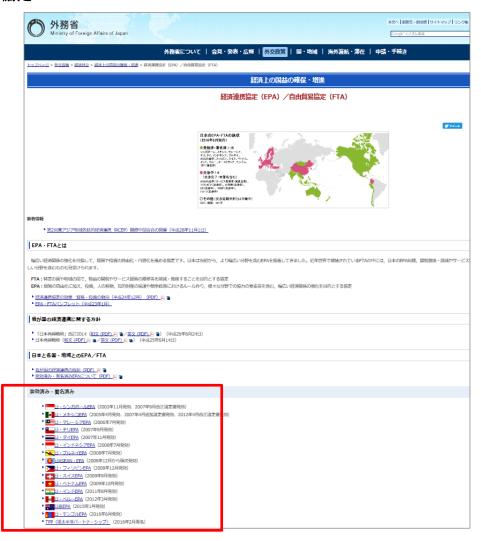
日本のEPA協定文・附属書の調べ方(1)

外務省ウェブサイトン外交政策>経済>自由貿易協定/経済連携協定

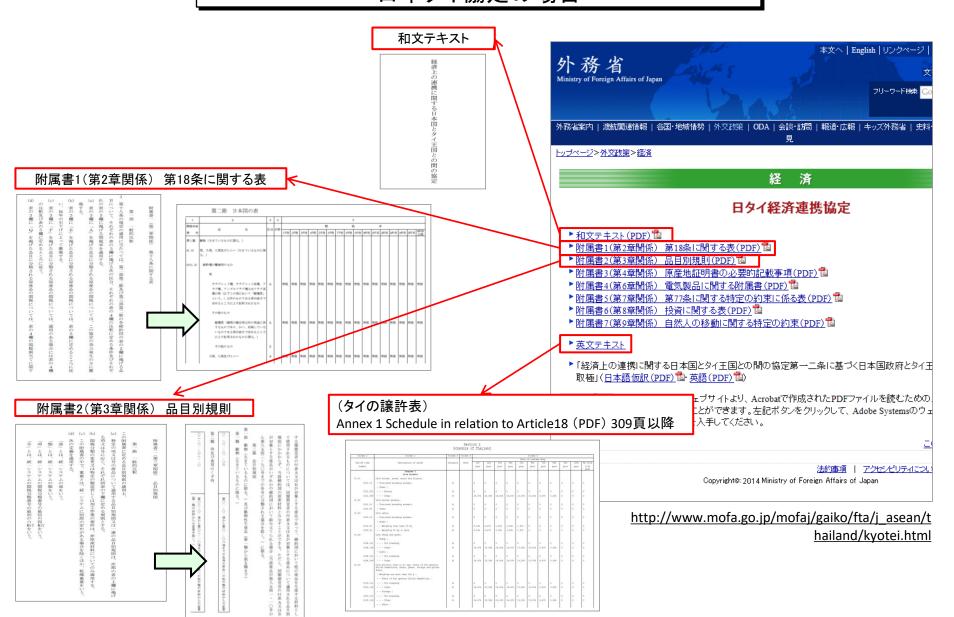
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html

▶ 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(2022年1月発効)

発効済み・署名済み ▶ □ 日・シンガポールEPA (2002年11月発効、2007年9月改正議定書発効) ▶ ■ 日・メキシコEPA (2005年4月発効、2007年4月追加議定書発効、2012年4月改正議定書発効) ▶ □ 日・マレーシアEPA (2006年7月発効) ▶ ■ 日・チリEPA (2007年9月発効) ► 日・タイEPA (2007年11月発効) ▶ 日・インドネシアEPA (2008年7月発効) ▶ 日・ブルネイEPA (2008年7月発効) ▶ BASEAN · EPA (2008年12月から順次発効) ▶ □・フィリピンEPA(2008年12月発効) <u>日・スイスEPA</u> (2009年9月発効) ▶ ■ 日・ベトナムEPA (2009年10月発効) ▶ 田・インドEPA (2011年8月発効) ▶ ■□ 日・ペルーEPA (2012年3月発効) ▶ ₩ 日豪EPA (2015年1月発効) ▶ H - モンゴルEPA (2016年6月発効) ▶ TPP12 (環太平洋パートナーシップ) (2016年2月署名、日本は2017年1月締結) ▶ TPP11 (包括的・先進的TPP協定) (2018年12月発効) ▶ 日EU・EPA (2019年2月発効) ▶ ■ 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定(2020年1月発効) ▶ 日英EPA (2021年1月発効)



日本のEPA協定文・附属書の調べ方(2) 日本タイ協定の場合



経済連携協定文の理解

日本タイ協定の場合

第十三条

合同委員会

目次

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間

文

目的

第三条 透明性 一般的定義

第六条 審査及び上訴 第五条 第四条

行政上の措置に関連する手続

公衆による意見提出

Iの手続

第七条 腐敗行為の防 止に関する措置

秘密の情報

般的例外及び安全保障の 他の協定との関係

Ø

第九条

租税

第十四条 両締約国間の

第二章 物品の貿易

第十五条

関税の撤廃

第十七条 第十六条

内国民待遇 物品の分類

第十九条 関税上の評価

第四十五条

原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

第四十六条

秘密性

虚偽申告に対する罰則及び措置

非関税措置

第二十二条

二国間セー

フガ

ため

第四十九条 第四十八条

原産地規則に関する小委員会

税関手続

適用範囲

定義

第二十四条 第二十三条 運用上の手続規則 国際収支の擁護の

第二十五条 物品 の貿易に関する小

見直

第三章

原産地規則

第二十八条 第二十九条 原産品

第五十五条

協力及び情報の交換

一時輸入及び通過物品

第五十六条

税関手続に関する小委員会

定義

第五十三条 第五十二条 第五十一条 第五十条

通関 透明性

僅少の非原産材料

原産資格を与えることとならない作業

物品貿易に関する EPAを利用するならば、 を読み理解する。

2. 特に原産地規則の 理解には第3章を読み 理解する。

少なくとも第2、3、4章

組み立ててない か又は分解し

第三十五条 間接材料

第三十四条

代替性の

ある産品及び材料

附属品、

予備部品及び工具

第三十七条 船積み用のこん包材料及びこん包容器 小売用の包装材料及び包装容

第四十条 原産地証明書 関税上の特恵待遇の要求

第四十二条 第四十一条 照会に対する回答 輸出に関する義務

第四十四条 原産地証明書に基づく確認の要請 原産品であるか否かにつ

ての確認のための訪問

重要:マニュアルやセミナー資料だけ読み、協定文、附属書、運用規則 などを読まずに理解したつもりで利用し続けるのは危険!

経済連携協定税率と譲許

マレーシアの特恵税率はマレーシア側譲許表に記載

協定Annex 1(附属書1)の関税スケジュール表は日本側、相手国側両方ともに同じ表形式で記載されていて、間違えやすい。マレーシア側譲許スケジュールは、Part 3 Section 1 Notes for Schedule of Malaysia (249頁~570頁参照)。

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
7220 12	of a thickness of less than 4.74 mm:			
	Hoop and strip:			
7220 12 110	not exceeding 24 mm in width	10%	B5	13
7220 12 120	exceeding 25 mm not exceeding 400 mm in	10%	В4	13
	width	7		
7220 12 190	other		А	
7220 12 900	other //		А	
				\vdash
ー 当該品目のHS⊐ード	(上6桁は国際共通) 基準税率 必ずしもMFN税率に 一致しない		 の スケジュール 第1部一般的注)	

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf

附属書1第3部マレーシアの表についての注釈 (252頁参照)

13. (a) As from the date of entry into force of this Agreement, customs duty shall not be applied, provided that: (以下省略)

讓許表4欄Column 4

	東OOIdiiiii 4	/## -1 /
4欄	内容	備 考
Α	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な 関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n = 5,6,7,9,10,15 初回:協定発効日、次回以降:4月1日 (マレーシア側:1月1日)
B4*	協定発効日から5回の毎年均等な関税引 き下げ、2010年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目:マレーシア側中古乗用自動車の一部等
B9*	協定発効日から10回の毎年均等な関税引 き下げ、2015年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目:マレーシア側モーターサイクルの一部等
Р	協定の発効日から不均衡な関税引き下げ または、撤廃	協定発効日(初回)、以降:4月1日に関税引き下げ (マレーシア側:1月1日) 対象品目:マーガリン、ココア調製品等
Q	関税割当(先着順) 1,000トン/年度まで無税	関税割当数量枠内減免税 対象品目:生鮮バナナ、丸キャベツ
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃 等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

⁽注)関税割当方式は「日本とASEAN諸国のEPAに基づく関税割当に関する手続き」の日本マレーシアEPAの両国手続きを参照ください。 http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean_tariff_allocation.pdf

「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例)いちじく(生鮮のもの) HS0804.20-010

日本側譲許・・・B5(5年6回の段階的引き下げによる撤廃)

MFN税率 · · · · 6.0%

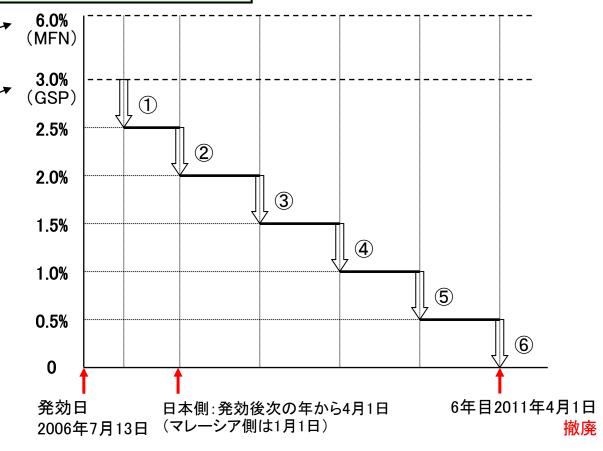
GSP税率 ···· 3.0%

基準税率6.0% ただし、GSP対象品目 については、GSP税率 が基準になる 例外:ガラス製の細貨

X年目の税率の計算

1回目の削減幅 $3 \div (5+1) = 0.5$ X年目の税率 $3.0 - X \times 0.5$

(注)協定発効後はEPA関税が 一般特恵関税(GSP関税) にとってかわることになる



マレーシア側譲許表5欄Column 5

5欄	マレーシアの譲許スケジュールに関する注釈
1	関税割当・毎年100トン、枠内税率は無税、マレーシア発給の関税割当のための輸入ライセンスが必要、 割当数量配分は輸入国が行い、関税割当管理は輸入国が行う
2	協定の発効日から20%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
3	協定の発効日から5%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
4	関税率は10%になる
5	(i) 協定発効日から50%、(ii) 6年目から30%、(iii) 11年目から20%、(iv) 16年目から10%以下、 (v) 以降の引き下げは再協議
6	(i) 協定発効日から20%、(ii) 4年目から10%、(iii) 6年目から無税
7	(i) 協定の発効日から20%、(ii) 6年目から10%、(iii) 11年目から無税
8	(i) 協定の発効日から15%、(ii) 6年目から10%、(iii) 8年目から5%、(iv) 10年目から無税
9	(i) 協定発効日から10%、(ii) 6年目から5%、(iii) 10年目から無税
10	(i) 協定発効日から15%、(ii) 4年目から5%、(iii) 7年目から無税
11	(i) 協定の発効日から35%、(ii) 2007年から20%、(iii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iv) 2010年無税
12	(i) 2007年末までBase Rate、(ii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iii) 2010年から無税
13	協定の発効日から以下の場合、関税は適用されない(すなわち、無税) (i) 自動車および同部品、電気・電子、造船および同修理、石油・ガス、鉄製家具、缶詰製造、建設、家庭用器具の 製造業者によって輸入され、生産に直接使用される場合

日本側譲許表・5 附属書1第2部第1節日本の表についての注釈

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
1	再交渉の時期(協定発効後5年毎) ⇒ さわら、たらば蟹等
2	関税割当の条件(1,000トン/年まで無税等) ⇒ 生鮮バナナ (輸出国管理方式)
3	不均等な関税引き下げ税率 ⇒マーガリン 協定発効日から28%、4年目から26%、6年目から25%、その後は再交渉
4	再交渉の時期(協定発効後5年目) ⇒ 油脂調整品の一部
5	再交渉の時期(協定発効後4年目) ⇒ ソーセージ等の一部
6	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部 協定発効日から3.0%、2年目から2.0%、6年目から無税
7	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部 協定発効日から7.0%、3年目から6.0%、5年目から3.0%、8年目から無税
8	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア・パウダー 協定発効日から10%、3年目から7.0%、5年目から3.0%、8年目から無税
9	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア調整品の一部 協定発効日から12.0%、6年目から8.0%、11年目から4.0%、16年目から無税
10	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア調整品の一部 協定発効日から12.5%、6年目から10%、11年目から5.0%、16年目から無税

逆転現象

★逆転現象とは?

同じHSコードの税率が経済連携協定の特恵関税よりMFN関税の方が低くなっている現象をいう

★なぜ逆転現象が起きるのか?

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、さまざまな要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっていても、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある

★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・ 撤廃がかなったことになる。また、特定原産地証明書の取得が不要になって、貿易自由化が一歩 進んだことになる。メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、 ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定では「MFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN 税率を適用する」

★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかはわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

EPA関税の譲許とGSP・LDC税率との関連

<u>1. EPA関税の譲許</u>

譲許の種類:

- 1)即時撤廃
- 2)毎年均等な引き下げによる撤廃
- 3)不均等な引き下げあるいは撤廃
- 4) 関税割当
- 5)協定発効後、一定期間を経て再協議
- 6)除外品目
- 7) その他、個別協定に独特の条件が付いた譲許もある

2. GSP税率・LDC税率とEPA税率

基準税率がGSP税率を含んでいる経済連携協定の場合、日本の締約相手国(一般特恵受益国)向け一般特恵税率はそのほとんどがEPA特恵関税にとって代わることになる。 ただし、一般特恵税率がEPA税率より低い場合やEPA譲許が除外品目・再協議品目の場合、一般特恵税率が残る。税関ウェブサイトにて確認。

税関:一般特恵税率の適用が可能な品目

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

<u>LDC特恵受益国とのEPAではLDC特恵税率にEPA税率がとって代わることはなく、そのまま残る。</u>

従って、その締約相手国からの日本輸入特恵関税にはEPA税率とLDC特恵税率が存在する。 ただし、それぞれ原産地規則や救済規定が異なるので注意が必要である。

(参考)AFTA税率の規定(1)

1. FTA税率の規定の仕方が日本のEPAとは全く異なる!

1-1 全品目の分類(グループ分け)

- A) AFTAでは全ての品目を適用品目(Inclusion List: IL) 品目、除外品目(Exclusion List: EL) 品目に分ける。
- B)IL品目はノーマルトラック品目(Normal Track)となり、その他はセンシティブ品目(Sensitive List)、高度センシティブ品目 (Highly Sensitive List)、一時的除外品目(Temporary EL)、一般除外品目(General EL)に分けられた。

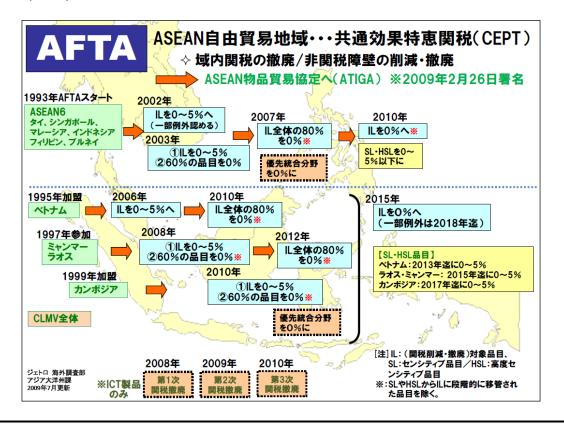
1-2 FTA税率の決め方(Modality)

- A) 先進6カ国のFTA税率とCLMVそれぞれ の国のFTA税率をいつまでに何%にする かを分類された品目ごとに規定している。
- B)加盟各国はその規定に基づいて自国の FTA税率を決めて発表する。

1-3 互惠規定(Reciprocity)

輸入国がAFTA税率を適用するためには、 対象品が輸出入国共にIL品目であることが 必要であり、対象輸出品が輸出国では EL品目、輸入国のIL品目(NT品目)である 場合は輸入国のAFTA税率は適用されず、 MFN税率を適用する。

出所:ジェトロ「ASEAN国・地域別情報」AFTAに関する資料/ AFTA(ASEAN自由貿易地域)



(参考)AFTA税率の規定(2)

ASEAN中国自由貿易協定(ACFTA)の物品貿易協定は、ASEAN自由貿易協定(AFTA)の取極方法を踏襲して作成されている。 ただし、詳細部分では異なっているので注意が必要である。ACFTAは2004年11月29日調印され、2005年7月20日発効(ベトナム未加入のまま発効し、後に加入)。

1 <u>関税スケジュール(Modality)</u>

ASEAN6と中国のノーマルトラック品目のFTA税率は2010年1月1日に関税を撤廃した。CLMVは2015年に関税を撤廃した。センシティブ・トラックはセンシティブ・リスト(SL)と高度センシティブ・リスト(HSL)に分けられ、SL品目はASEAN6と中国が2018年にCLMVが2020年に0-5%に、HSL品目はASEAN6と中国が2015年にCLMVが2018年に50%以下に削減する。

品目		撤廃∙削減時期	
		ASEAN6十中国	CLMV
ノーマルトラック 2010年(150品目は2012年)撤廃 2015年(250品目		2015年(250品目は2018年)撤廃	
センシティブ	センシティブ・リスト	2012年20%に引き下げ、 2018年に0-5%	2015年20%に引き下げ、 2020年に0-5%
・トラック	高度センシティブ・リスト	2015年50%以下に引き下げ	2018年50%以下に引き下げ

⁽¹⁾ASEAN6と中国のSL品目はHS6桁で400品目(CLMVは500品目)かつ2001年の輸入額の10%が上限で、このうち、品目数の40%以内あるいは100品目(CLMVは150品目)以内で高度SL品目を指定できる。

2. 互惠規定(Reciprocity)

協定附属書2第6条に規定があり、AFTAの互恵取扱よりは具体的で詳細だが複雑である。この類似規定は日本が締結している経済連携協定には見られない規定であり、協定取極め方法の違いによるものである。この規定より、日本の経済連携協定のように輸入締約国の譲許表を調べれば税率がわかるのとは違い、輸出入締約国双方のACFTA譲許表(Tariff Reduction Schedule)から同一品目のFTA税率を調べ、互恵規定に従ってチェックしてはじめて輸入締約国の税率が確定することになる。詳細は次頁参照。

(参考)AFTA税率の規定(3)

ACFTAの互恵規定

内容: 輸入締約国が協定により関税引き下げを約束していたとしても、輸出締約国が同一品目について関税引き下げを約束していなければ、輸出締約国からの輸入品目に対して協定によって引き下げられた関税率を適用しなくてもよい。 (協定附属書2第6条)

具体的内容:輸入締約国のACFTA特恵関税(ACFTA関税)の適用を受けるためには、輸出締約国が同一品目をノーマルトラック(NT) 品目に指定しているか、輸出締約国がセンシティブトラック(ST)品目に指定しているがその関税率が10%以下かつ輸入 締約国の関税率よりも低率である必要がある。

詳細: 輸入締約国がノーマルトラックに分類している品目であっても、輸出締約国がセンシティブトラック品目に指定している場合は 輸入締約国が課税する関税率は次の3通りとなる。

- (1) その品目の輸出締約国のACFTA税率が10%を超える場合には、輸入締約国の協定税率は適用されず、MFN税率が適用される。
- (2) その品目の輸出締約国のACFTA税率が10%以下、かつ輸入締約国のACFTA税率が輸出締約国のACFTA税率より高い場合は、輸入締約国のACFTA協定税率が適用される。
- (3) その品目の輸出締約国のACFTA税率が10%以下、かつ輸出締約国のACFTA税率が輸入締約国のACFTA税率より高い場合は、輸出締約国のACFTA税率が適用される。ただし、輸出締約国のACFTA税率が輸入締約国のMFN税率を上回る場合は、輸入締約国のMFN税率が適用される。

				NT品目	ST品目
輸出締約国	ノーマルトラック(NT)品目			ACFTA協定税率	
	ST 品目	10%<		MFN税率	ST税率
		10%≧	輸入国>輸出国	ACFTA協定税率	(2011年末までMFN税率) -
			輸入国<輸出国	輸出国ACFTA税率	

注1. ASEAN6および中国の場合。ただし、輸出国税率が相手国(輸入国)のMFN税率を上回る場合、相手国(輸入国)のMFN税率が適用される。

2. 輸入国、輸出国=輸入締約国ACFTA税率、輸出締約国ACFTA税率の意

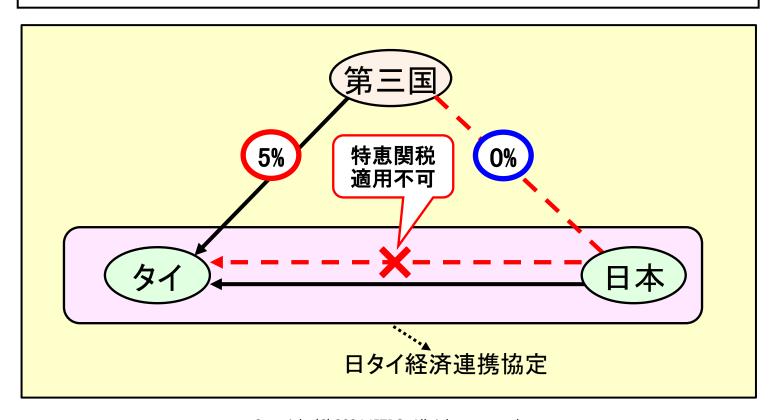
出所:「開始後1年のASEAN-中国FTA(ACFTA)」2008年8月4日-みずほ総研

経済連携協定の原産地規則

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か?

日本-タイ経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典である EPA特恵関税は当該国の原産品に限り適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、第三国から輸入した物品を、日本からタイに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)



EPA原産地基準の種類

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。 従って、HSコードを確定し、附属書2の品目別規則から対象品の原産地規則を調べる

		概要	適用される産品例	
(1)完全生産品	締約国の区域内において、完全に生産される産品を 原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品	
(2)当該締約国の原産材料のみ から生産される産品		非原産の原材料を使用して生産された原産材料を含む当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域 において生産される産品	加工食品など	
(3)非原産材料を用いて加工 された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準をみたすもので、3つの実施的変更基準がある	鉱工業品	
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率 (例:40%)以上となる場合に、原産品とする	日アセアン包括的経済連携協定では、鉱工 業品の場合、付加価値基準もしくは関税分 類変更基準のいずれか一方を満たすことを もって原産品とするルールが多い	
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類 番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする		
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または 技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が 2つ以上行われたことをもって原産品とする	繊維製品: 日タイ経済連携協定では、織物の場合、 製織と染色が必要 化学工業生産品・鉱物性燃料等: 日タイ経済連携協定では、化学反応、精製、 異性体分離の各工程もしくは生物学的工程 を経ること	

EPAの原産地規則(完全生産品)

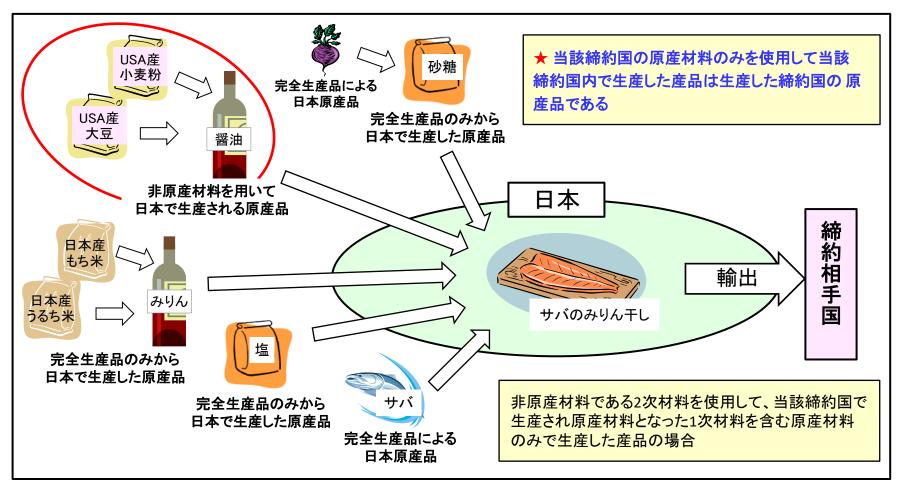
完全生産品 日本タイEPA協定文第28条2項の1

番号	項目	例 示
1	生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、生育されたもの	家畜、領海で採補した魚など
2	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁労、採集または捕獲により得られる動物	捕獲された野生生物
3	当該締約国において生きている動物から得られる産品	卵、牛乳、羊毛など
4	当該締約国において収穫され、採取されまたは採集される植物及び植物性生産品	果物、野菜、切花など
5	当該締約国において抽出され、または得られる鉱物そのほかの天然の物質 (1から4までに規定するものを除く)	原油、石炭、岩塩など
6	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物、その他の産品	公海、排他的経済水域で捕獲した魚など
7	当該締約国の工船上において6に規定する産品から生産される産品	工船上で製造した魚の干物など
8	当該締約国の領海外の海底またはその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該 海底またはその下を開発する権利を有することを条件とする	大陸棚から採掘した原油など
9	当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復または修理が不可能であり、かつ、処分または部品もしくは原材料の回収のみに適するもの	走行が不可能な廃自動車など
10	当該締約国における製造若しくは加工作業または消費から生ずるくずおよび廃品であって、 処分または原材料の回収のみに適するもの	木くず、金属の削りくずなど
11	本来の目的を果たすことができず、かつ、回収または修理が不可能な産品から、 当該締約国において回収される部品または原材料	走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤ であって、タイヤとして使用が可能なものなど
12	当該締約国において1から11までに規定する産品のみから得られまたは生産される産品	1に該当する牛を屠殺して得られた牛肉など

出所:財務省関税局業務課「日タイ経済連携協定原産地規則の概要」

EPAの原産地規則と原産品確認

当該締約国の原産品のみから当該締約国において完全に生産される産品 日本タイEPA協定文第28条1項の(b)



EPA原産地規則

八四八 八四八 八四八二 八四七九 八四八〇・七九 税分類の変更を必要としない。) 号の材料からの変更又は、 第八四八二・一〇号から第八四八二 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八) ・八○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな 原産資格割合が四十パー 第八四八一・九〇号の産品へ ・八○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな 原産資格割合が四十パー ・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない 八九号まで 九〇号から第八四八〇・ の関税分類の変更を必要としない。 0) 以上であること(第八四 関税分類の変更を必要とし 七九号までの各号の産品 な 九〇号の産品 九〇号から第八四 への | 〇号 号又は第八四 当該各号が属す

モールド金型8480.41

第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への 当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること 第8479.90号から 第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を 必要としない)



項(4桁)の関税分類変更基準

非原産材料の4桁HSコードが、その非原産材料を加工して生産された産品の非原産材料のHSコードとは異なる4桁HSコードに変更されれば原産品と見なす

40%以上の付加価値基準

加工・生産によって40%以上の付加価値が含まれていれば原産品と見なす

出所:外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/thailand/kyotei.html

EPA原産地規則と原産性確認

付加価値基準による原産品判定

当該産品の原産資格割合(QVC)が当該品目別規則の割合以上であること

産品の価額(FOB)ー非原産材料総価額(VNM)

原産資格割合 = (QVC)

産品の価額(本船渡し価額) (FOB)

QVC: Qualifying Value Content パーセント表示の原産資格割合

FOB: Free on Board 輸送方法を問わず買手から売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額 (ただし、当該産品が輸出時に軽減、免除、払い戻された国内税は含まない)

VNM: Value of Non-originating Materials 当該産品の生産に使用される非原産材料の総額

(注)本船渡し価額が不明で確認できない場合は、当該産品の買手から生産者への確認可能な最初の支払い価額 (例えば工場渡し価格=Ex-godown)

上記計算式を控除方式といい、付加価値基準の一般的計算式。この他、積み上げ方式がある。ただし、協定によっては計算方式によって閾値が異なることがあり、注意を要する。

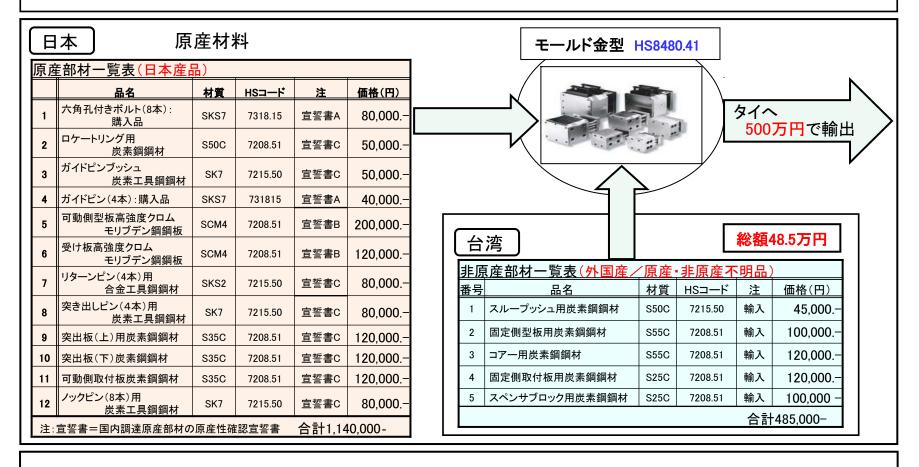
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa manual.html

付加価値基準での計算の仕方 日本タイ協定の場合(控除方式)

モールド金型の原産地規則:「8479.90-8480.79」

第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が40%以上であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)



原産資格割合=(FOB価額一非原産材料の価額)/(FOB価額)40%以上なので =(500万円-48.5万円)/500万円=90.3%



特定原産品!

39

付加価値基準での計算の仕方 日本タイ協定の場合(積み上げ方式)

モールド金型HS8480.41

いくつかの原産材料で原産資格割合(金型の場合40%)を超えることが明らかな場合

原産材料(日本国産)				
番号	品名	材質	HS⊐ード	価格(円)
1	六角孔付ボルト(8本)	SKS7	7318.15	80,000
2	ガイドピン(4本)	SKS7	7318.15	40,000
3	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼 鋼板	SCM4	7208.51	200,000
4	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000
5	ロケートリング用炭素鋼鋼板	S50C	7208.51	50,000
6	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼板	SKS2	7215.50	80,000
7	ガイドピンブッシュ用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	50,000
8	突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000
9	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000
10	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000
11	突出板(下)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000
12	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000
	合計 1,140,000			

FOB価額¥2,000,000.-

原産材料の価額算出:

付加価値基準の閾値を超えるまでの原産材料の価額 (全ての原産材料の価額ではない)

(閾値) 2,000千円×40%=800千円



原産材料を800千円以上になるよう積み上げる。

→ 原産材料を積み上げると合計:820千円

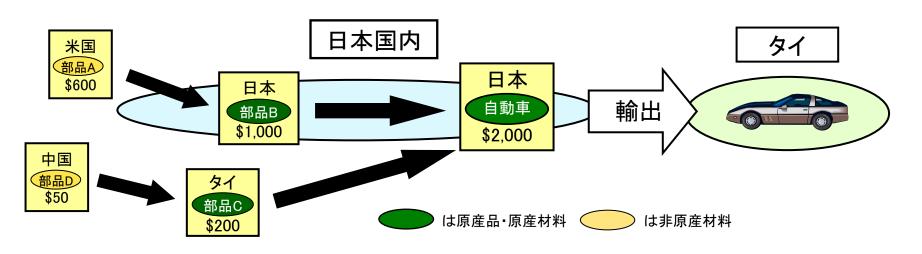


部分の保存書類・証明書類上の開示は不要

付加価値基準の救済規定 日本タイEPAの場合

累積規定(Accumulation)

付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該産品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる(日タイ協定第29条、関税分類変更基準にも適用可能)



累積規定:

日本で自動車を生産するための材料として使用されるタイの原産品(部品C)は日本の原産品とみなす。 非原産材料である部品Cは、累積規定により原産材料として自動車の原産価額に積算

⇒自動車の原産資格割合=(2,000 - 0/2,000)=100%

注: 部品Bも原産資格割合 (1,000 - 600)/1,000=40% 以上を満足し、日本原産材料である

出所:経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

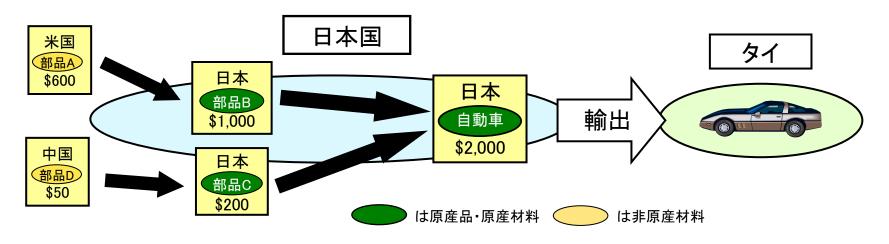
(注)これ以外の救済規定はジェトロウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

41

付加価値基準の救済規定 日本タイEPAの場合

ロールアップ規定

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該産品の非原産材料の総額(VNM)には、 当該品の原産材料生産に使用される非原産材料の価額を含めない(日タイ協定第28条7)



ロールアップ(原産材料に含まれる非原産価額を、産品の原産資格割合算定時にゼロとみなす) 非原産部品Dを用いて生産された部品Cの原産資格割合は、(200-50)/200=75%であり、原産材料とみなされる ため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品C(\$200)は全て原産とみなす

出所:経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

(注)これ以外の救済規定はジェトロウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

EPA原産地規則と原産品確認 日本タイEPAの場合

関税分類変更基準

モールド金型の原産地規則: 8479.90-8480.79

第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)

- (注)1. 日本・タイEPA第28条3号等:関税分類変更基準を満足させるには、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われる事を求める付属書Ⅱに定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する
 - 2. 日本タイEPA第27条(j)(k)「非原産材料」とは、他の産品の生産に使用される産品であって、同条(k)「締約国の原産材料」に規定する締約国の原産材料でないものをいう
 - ⇒当該締約国以外の国・地域から輸入した材料及び非原産か原産か不明な材料をいう

	原部材一覧表		
	品名	材質	HS⊐ード
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15
2	ロケートリング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
3	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.51
9	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
10	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼 鋼材	SKS2	7215.50
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼 鋼材	SK7	7215.50

金型 8480·41

説明:全部材のHSコードを特定し全部材を 非原産材料とし、金型製造を行うことによって、 全部材のHSコードが4桁(項)レベルで部材の HSコードとは異なる金型HSコードに変化して いれば、項の関税分類変更基準を満足したこと になり、原産品確認ができたことになる

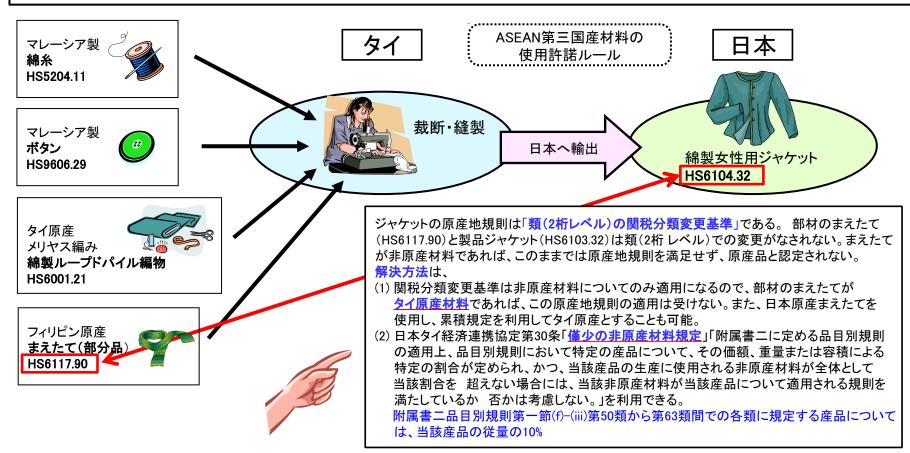
★関税分類番号が変更しない部材がある場合、 その部材に要求される原産地規則を満足し 原産材料にならないか、あるいは、救済規定の 累積、僅少の規定を満足できないか検討する。 可能であればそれを証明し、当該原産地規則を 満足したことになる。

原部材のHSコードは正確であることが求められる。 最寄の税関相談官窓口に確認することをおすすめする

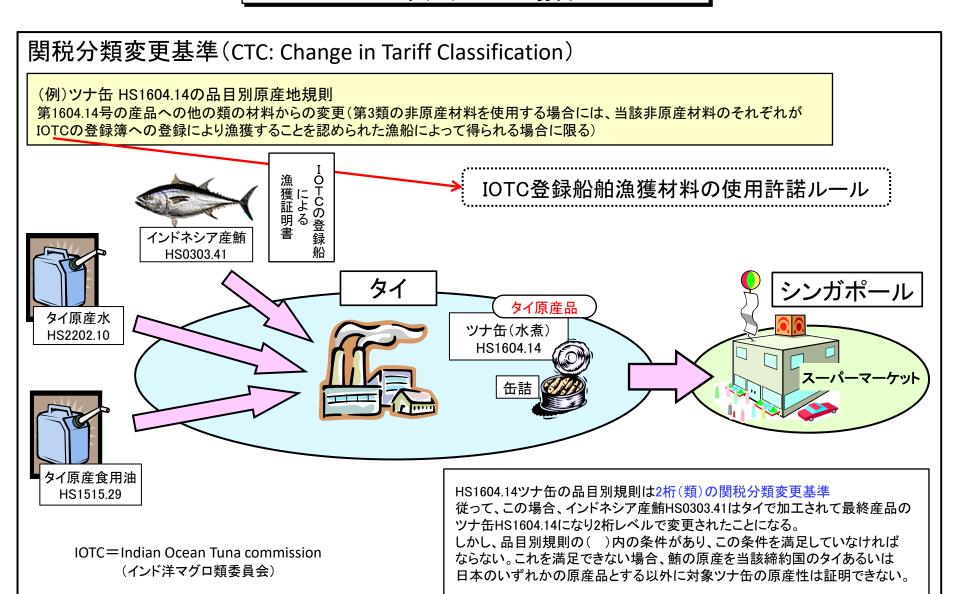
関税分類変更基準 日本タイEPAの場合

関税分類変更基準と救済規定

品目別原産地規則(第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る) 第6101-6117項 第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項 から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60 類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である 第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る



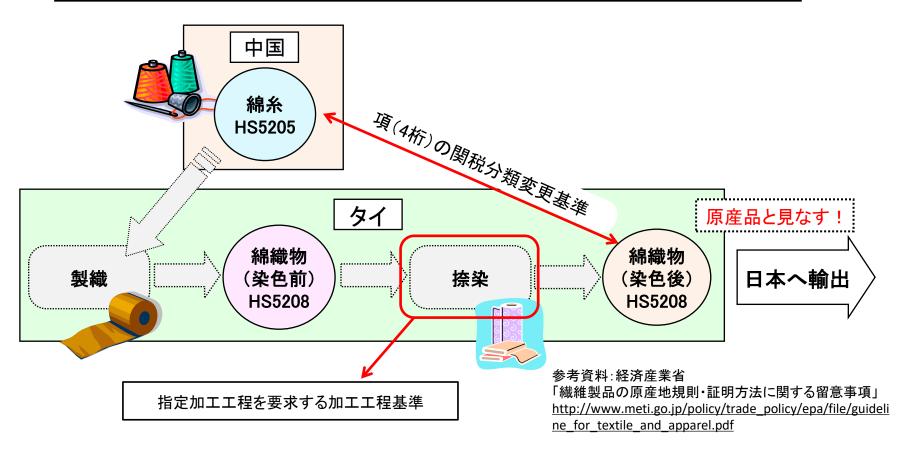
関税分類変更基準 日本タイEPAの場合



加工工程基準 日本タイEPAの場合

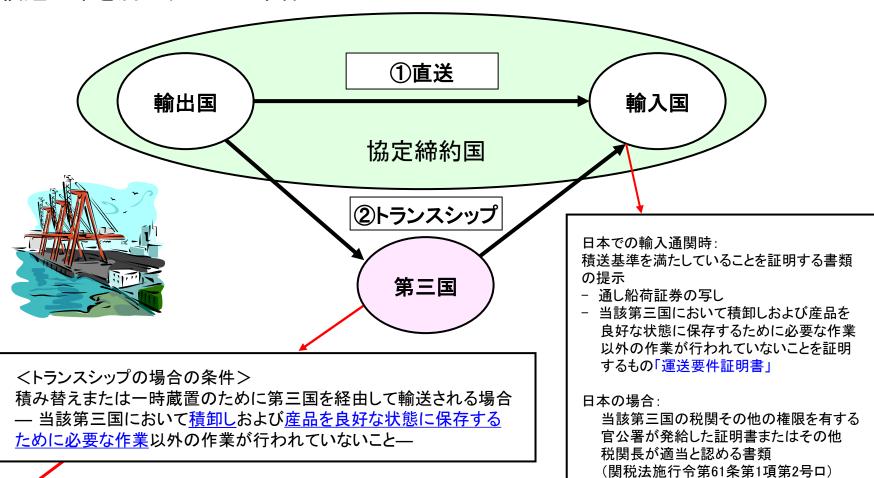
附属書二品目別規則 第52類 綿及び綿織物 5208-5212 第5208項から第5212項までの各項の産品への第5204項から第5207項までの 各項の材料からの変更

(織物がいずれかの締約国において浸染され、又は、なせんされる場合に限る)



積送基準と証明 日本タイEPAの場合

積送基準を満たすための条件



「加工を加えず、原産性を維持していること!

本誌15頁「原産地規則-2」参照

(参考)AFTAの原産地規則

1. 原産地規則の規定

AFTAには完全生産品と非完全生産品の原産地規則がある。さらに、非完全生産品の原産地規則には一般規則(General Rule)と品目別規則(Product Specific Rules: PSR)があり、2種類の一般規則か品目別規則(PSR)に載っている品目別の原産地規則のどちらにも協定上はPriorityはないが、実際の運用は各国の発給機関に事前に問い合わせることをすすめる。

- 2. 非完全生産品の一般規則と品目別原産地規則
 - 2-1 一般規則(ATIGA第28条)
 - 2-1-1 40%以上の付加価値基準(RVC: Regional Value Contents)
 - 2-1-2 項(4桁)の関税分類変更基準(CTH: Change of Tariff Heading)
 - 2-2 品目別原産地規則(ATIGA Annex 3) 付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準、これらの複合基準などHSコード 別の品目別原産地規則である。

ATIGAとは、ASEAN Trade in Goods Agreement

過去のAFTA-CEPTの協定、Amendment他発効された関連合意文書をまとめて補充したAFTAの物品貿易協定であり、2010年5月17日に署名された。原産地規則については第3章に規定されている。現在、加盟国10カ国全てATIGAの原産地証明書Form Dはすでに発行され、また、輸入通関時に受理されている

(参考)ACFTAの原産地規則

1. 原産地規則の規定(ANNEX 3)

ACFTAの原産地規則は完全生産品と非完全生産品とあり、非完全生産品の原産地規則には一般規則(Annex 3 Rule 3,4)と品目別規則(Attachment B Product Specific Rules)がある。 品目別規則に載っている品目別原産地規則のA. Exclusive Ruleの品目では品目別の原産地規則に従い、B. Alternative Rulesに載っている品目は一般規則か品目別規則のいずれかを選択できる。

2. 一般規則と品目別原産地規則

- 2-1 一般規則(Rule 4, 5, 6) 40%以上の付加価値基準(RVC: Regional Value Contents)
- 2-2 品目別原産地規則(Appendix C) 付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準、これらの複合基準などHSコード別の 品目別原産地規則

経済連携協定の特定原産地証明書

原産地証明書の種類と内容

	内 容	用途・根拠協定/法律など
一般原産地証明書	原産地証明書発給の要請: (1)輸入国の法律・規則に基づく要請 (2)契約や信用状の指定 ただし、記載事項はあくまで発給機関の定める発給 規則に基づいて作成される。契約およびL/C条件が 発給規則に矛盾しないように注意必要。	 関税手続きの簡素化に関する国際条約 (ジュネーブ条約、1923年11月3日署名) 原産地の認定基準 関税法基本通達 (68-3-5)
GSP用原産地証明書 (Form A)	発展途上国・地域が供与を希望し、先進13カ 国と地域がその供与を適当であると認めた 一般特恵関税適用の条件の一つとして輸入 国での輸入申告に必要。LDC特別特恵関税 要も同じForm A	 Decision of the GATT contracting parties of 28 November, 1979, entitled "Differential and more favorable treatment, reciprocity and fuller participation of developing countries" 関税暫定措置法 特恵関税等
特定原産地証明書	2カ国・地域のFTAの特定特恵関税適用の 条件の一つとして輸入締約国の輸入申告に 必要	2カ国・地域間自由貿易協定・経済連携: シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、 タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、 フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、 オーストラリア、モンゴル

日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

EPA/FTA/ 貿易協定	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己申告制度	自己申告制度
日シンガポール	2002年11月	0	-	-
日メキシコ	2005年4月	0	0	-
日マレーシア	2006年7月	0	-	-
日チリ	2007年9月	0	-	-
日タイ	2007年11月	0	-	-
日インドネシア	2008年7月	0	-	-
日ブルネイ	2008年7月	0	-	-
日ASEAN	2008年12月	0	-	-
日フィリピン	2008年12月	0	-	-
日スイス	2009年9月	0	0	-
日ベトナム	2009年10月	0	-	-
日インド	2011年8月	0	-	-
日ペルー	2012年3月	0	0	-
日オーストラリア	2015年1月	0	-	0
日モンゴル	2016年6月	0	-	-
CPTPP (TPP11)	2018年12月		<u>-</u>	0
日EU	2019年2月	-	-	0
日米貿易協定	2020年1月	-	-	〇(輸入者のみ)
日英EPA	2021年1月	-	-	0
RCEP	2022年1月	0	0	発効後10-20年以内

EPAにおける原産地証明制度

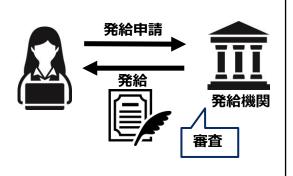
1. 日本商工会議所に 発給してもらう

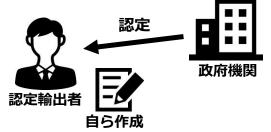
2. 自分で作る → 自己申告制度

→ 第三者証明制度

認定輸出者自己証明制度

(完全) 自己申告制度





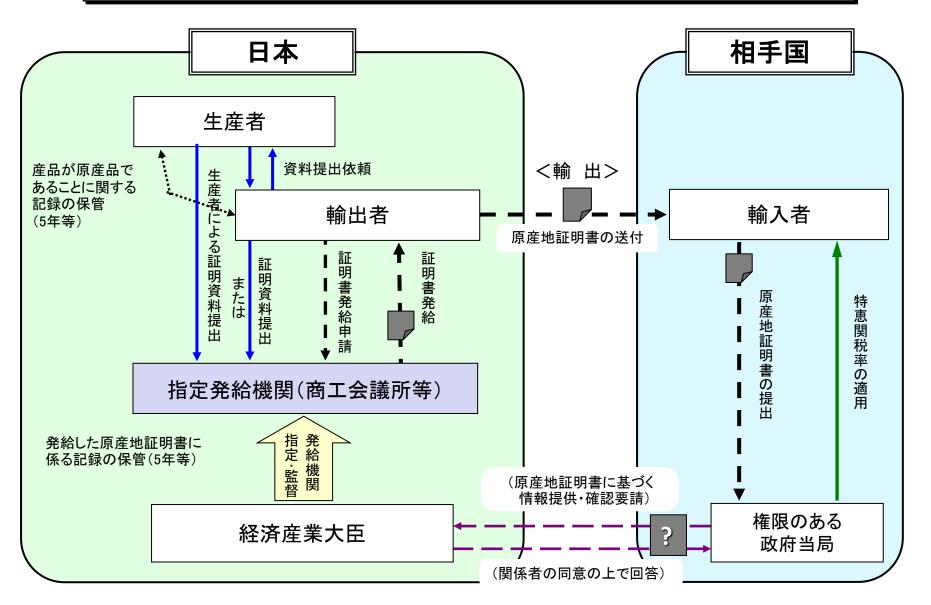


- 日本では<u>日本商工会議所が特定原</u> 産地証明書(第一種)を発給
- 全国28か所の商工会議所内に日本 商工会議所の事務所がある。
- 手続きはオンライン。

- 経済産業大臣による認定を受けた 認定輸出者自らが特定原産地証明 書(第二種)を作成
- 協定毎の認定
- 認定申請の際、申請書に記載した 品目についてのみ利用可能
- 認定後、登録免許税9万円

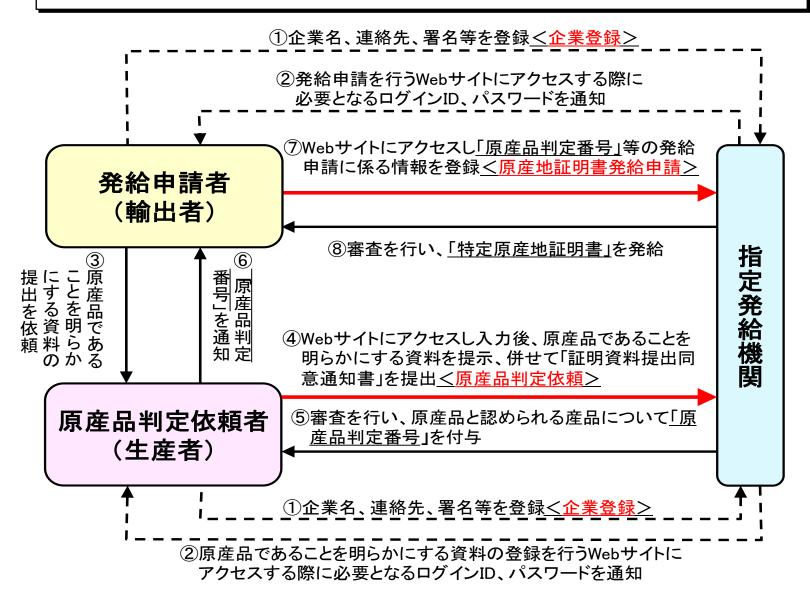
- 輸出者・生産者・輸入者自らが原産 性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)
- 輸出者・生産者による自己申告: RCEP,TPP11,日EUEPAなど
- 輸入者による自己申告: 日米貿易協定など

経済連携協定(EPA)原産地証明書発給の基本的フロー



出典:経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

経済連携協定(EPA)原産地証明書発給の基本的フロー



出所:経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

原産地証明書と記入要領

タイ発行日タイ経済連携協定用特定原産地証明書

税関ウェブサイト>経済連携協定

- >締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文など
- >原產地証明書記載要領

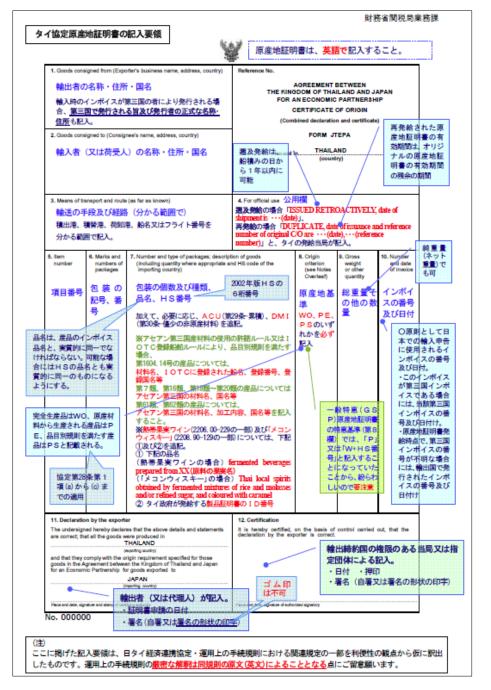
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/thailand/kisaiyouryou.pdf

特定原産地証明書の扱い

- A 有効期間 1年間
- B 溯及発給可能
- C 再発行可能
- D 発給手続き 発給国それぞれ異なる

注意点:

- 1. 指定事項以外の記載 原産地証明書は締約国政府機関およびその 指定機関が発行する公文書である。 従って、備考欄など特定原産地証明書上に 定められた記載事項以外のことを記載すると 無効である
- 2. 発行された特定原産地証明書を使用しなかった場合は発給機関に返却する
- 3. 記載ミス 記載ミスはそれぞれの協定によって対処方法が 異なるので個別に発給機関に相談する



特定原産地証明書の留意事項 日本発行日タイ経済連携協定用特定原産地証明書

日本商工会議所

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa manual.html

<日夕イ協定> 特定原産地証明書の留意事項

 Experier's Name, Address, and Country: (編1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、置名) 	Reference No.	as No. (蘇昭豐馨等)		Number of page (ページ書号) /
2. Importer's or Consignae's Name, Address and Country: (第2) タイの搬入者(英文名称、住所、器名) 3. Means of transport and route (第3) 報送子章(知りうる即りで) ※復送基準を開たしている必要あり (日本 → タイ)		WEEN JAPAN AND N ECONOMIC PART CERTIFICATE O	TNERSHIP OF ORIGIN	DF.
4. hom number Ge nonessary): Marks and numbers: Number and kind of pack goods: 18 tard classification number (集4) 項目書号 (必要におりて) 、 記号、書号、名英の密数および理解、AS. さかめの起告 (今時なりある) 新事業をプインおよびタイの高価店: 特定の回日および製造販売書の書号を入た(アセアン第三国副材料) 第16041 1404度品・材料名。IOTCに登録された約名、登録書号、登録図名第78、第168、第168年20日本の経過品: アセアン第三国の材料名、工程または作業第61號、第62號の展品: タイまたはアセアン第三型の材料名、工程または作業の1號、第62號の展品: タイまたはアセアン第三型の材料名、工程または作業	ISBB	6. Preference criterion (報告	6. Quantity or gross weight (現台) 教養状だは 重量	Invoice number of the property of the p
※半角無算主、半角影響で300次字助り、他間文字がで主要項目を入力、 合助 郊后ボタンは雰円不可、300次字通い入力の適合は新り着プレビューで開発して Number and kind of packagesで (所要) ※半角無算主、半角影響で150次字助り、(開東文字的で主要項目を入力、 日助 郊后ボタンは安月不可、150次字加入入力が適合は新分離プレビューで開催して、	(ださい 9に改行されるため			
8. Researia: (機合)書音 (機合入機合)SSUED RETROACTIVELYが自動印字 (集正型内行くフボイス保持の場合)インボイスが第三面で内行される旨の文章、当断第三面インボイス内行者の名称および住所が自動印字				
(高発度の連合) 高発度元が記載する場合になった文章、高発統元が拒制権の発統の日本が整づ作品日本 Declaration by the superior ((集り) 総計会事業 : the undersigned, declare that:			e declaration	
(集所、目付) ※海豚は文付事務所所在地、目付は月給中韓日 Signature: ※用給中韓目の氏名とサイン Name(grinte-G: Company Company)	Stampi Place and Date: 金島所は交付事務所所在地、日付は梁韓日 金竜工在腰所削サイン Signature:			

(参考)AFTAの原産地証明書Form D

ASEAN事務局:

http://asean.org/asean-economic-community/asean-free-trade-area-afta-council/agreements-declarations/

注意事項:

- 1. 三国間貿易(仲介貿易)
 - 付加価値基準を使って原産性を証明した場合、第9欄に輸出国の FOB価額の記載が要求されている。この価格と仲介者が発給する Switching Invoiceの価額の差額が仲介者手数料で あること、また、仲介者の仕入れ価格が輸入者に知られることになる。 Form D上の三国間貿易に関する記載は第13欄の
 - □Third Country Invoicingにチェックし、第7欄に発行国、発行者などの情報を記載する。
- 2. Form Dに関する規定は、
 - Annex 7: Form D (Revised box9) and Overleaf Notes (次ページ)参照。
- 3. 第9欄のFOB価格の規定は、 Annex 8 のRule 25 "FOB Price"を参照。 カンボジア、ミャンマーも2016年1月より付加価値基準による 場合を除いてFOB価格の記載は不要となった。
- 4. 輸出者の自己申告で行う自己証明制度(Self Certification)の導入に向け、パイロットプロジェクトが試験的に導入されている。 第1パイロットプロジェクト参加国: シンガポール、マレーシア、ブルネイ、タイ、(カンボジア、ミャンマー) 第2パイロットプロジェクト参加国: フィリピン、インドネシア、ラオス

Original (Duplicate/Triplicate)

Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) Goods consigned to (Consignee's name, address, country)		Reference No. ASEAN TRADE IN GOODS AGREEMENT/ ASEAN INDUSTRIAL COOPERATION SCHEME CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate)			
		FORM D Issued in (Country) See Overleaf Notes			
3. Means of to Departure	ransport and route date	(as far as known)		Treatment Given Und ds Agreement	er ASEAN
Vesse's name/Aircraft etc.		Preferential Treatment Given Under ASEAN Industrial Cooperation Scheme Preferential Treatment Not Given (Please			
Port of Dis	charge		state reason		(Fielde
			Signature of Authori Country	sed Signatory of the i	mporting
5. item number	Marks and numbers on packages	Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing country)	8. Origin criterion (see Overleaf Notes)	Gross weight or other quantity and value (FOB) where RVC is apprea	10. Number and date of involces
	on by the exporter				
The unde	d statement are co	cares that the above errect, that all the goods	 Certification it is hereby certified, carried out, that the exporter is correct. 	on the basis of contr declaration by the	DI .
The unde details an were prod and that t specified	d statement are co duced in (Coun they comply with th	trect, that all the goods try) e origin requirements the ASEAN Trade in	it is hereby certified, carried out, that the	on the basis of contr declaration by the	9
The unde details an were prod and that t specified	d statement are or suced in (Coun they comply with the for these goods in	try) try) e origin requirements the ASEAN Trace in node exponed to	it is hereby certified, carried out, that the	on the basis of contri declaration by the	×
The unde details an were prod and that t specified	d statement are or duced in (Coun (Coun they comply with the for these goods in greenent for the gr	interct, that all the goods fry) e origin requirements the ASEAN Trade in oods exported to Country)	it is hereby certified, carried out, that the exporter is correct.	on the basis of contri declaration by the	
The under details an were processed and that is specified Goods A:	distatement are or duced in (Count they comply with the for mede goods in greenent for the gr (Importing of Place and date, authorised of untry involving	try) e origin requirements the ACEAN Trade in code exponed to Country) signature of signature of signature of signature of	it is hereby certified, carried out, that the exporter is correct.	declaration by the	
The under details an were proof and trust is specified Goods Ag	distatement are or duced in (Count they comply with the for mede goods in greenent for the gr (Importing) Place and date, authorised is untry involving ston	try) e origin requirements the ACEAN Trade in code exponed to Country) signature of signature of	it is hereby certified, carried out, that the exporter is correct.	declaration by the	

(参考)ACFTAの原産地証明書Form E

A. 原産地証明書(Form E)のFormat:

第2議定書Appendix 2

http://www.asean.org/storage/images/archive/documents/acfta/ Appendix2-101125.pdf

B. 原産地証明書(Form E)のOverleaf Notes:

第2議定書Appendix 2a

http://www.asean.org/storage/images/archive/documents/acfta/ Appendix2a-101125.pdf

注意事項:

1.3国間貿易(仲介貿易)

第9欄に輸出国のFOB価額記載が要求されている。

この価格と仲介者が発給するSwitching Invoiceの価額の差額が仲介者手数料であること、仲介者の仕入れ価格が輸入者に知れることになる。

Form E上の3国間貿易に関する記載は第13欄の
□Third Country Invoicingにチェックし、第10欄にInvoice番号を記載、第7欄に発効国、発行者などの情報を記載する

2. Overleaf Note

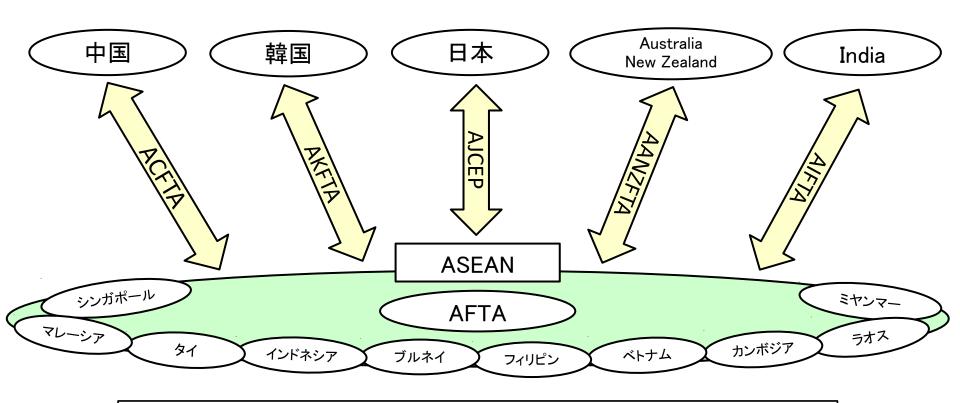
その他の記載事項は次頁の Overleaf Noteに規定されている

Original (Duplicate/Triplicate)

Products consigned from (Exporter's business name, address, country)	Reference No. ASEAN-CHINA FREE TRADE AREA PREFERENTIAL TARIFF CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined Declaration and Certificate)
Products consigned to (Consignee's name, address, country)	FORM E Issued in (Country) See Overleaf Notes
Means of transport and route (as far as known)	4. For Official Use
Departure date	Preferential Treatment Given
Vessel's name/Aircraft etc.	Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)
Port of Discharge	
	Signature of Authorised Signatory of the Importing Party
5. Item number d. Marks and numbers on packages and packages, description of products (including quarwhere appropriate and I number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Overleaf tit) Notes) 9. Gross weight or other quantity and value (FOB) 10. Number and date of invoices
Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statement are correct; that all the products were produced in	Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.
(Country) and that they comply with the origin requirements specified for these products in the Rules of Origin for the ACFTA for the products exported to	
(Importing Country)	
Place and date, signature of authorised signatory	
13 Issued Retroactively Exhibition Movement Certificate Third Party Invoicing	Place and date, signature and stamp of certifying authority

その他

(参考) ASEANのFTA



AFTA ASEAN自由貿易協定 1992.1.28発効 ACFTA ASEAN中国自由貿易協定 2003.7.1発効

AKFTA ASEAN韓国自由貿易協定 2007.6.1発効

AJCEP ASEAN日本包括的経済連携協定 2008.12.1発効

AANZFTA ASEAN-Australia-New Zealand自由貿易協定 2010.1.1発効

AIFTA ASEAN-India自由貿易協定 2010.1.1発効

ASEAN事務局のウェブサイト

http://asean.org/?static_post=asean-japan-free-trade-area-2

(参考)GSPについて-1

1. 特恵関税制度(GSP: Generalized System of Preferences)

特恵関税制度は、開発途上国または地域を原産地とする特定の輸入品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国または地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を推進しようとするものである。さらに、特恵受益国(LDC)からの輸入品については、対象品目の関税率は原則一律無税である

2. 世界の特恵供与国・地域と特恵受益国・地域

UNCTAD事務局に通報されている特恵供与国は現在、13特恵供与国・地域である。特恵受益国・地域と特別特恵受益国・地域は特恵供与国・地域によって異なる。日本の特恵関税制度の特恵受益国・地域は2023年4月1日現在126力国4地域、その中で特別特恵受益国は45カ国。なお、特恵受益国または地域のうち、先進国並みに経済が発展した特恵受益国または地域や、我が国市場において高い国際競争力を有する特恵受益国または地域の原産品については、特恵関税の適用対象から除外される。その基準はそれぞれの特恵供与国・地域によって異なる

3. 特恵関税適用条件

特恵関税率を適用するためには、それぞれの特恵供与国の定める原産地規則を満たす原産地証明書(Form A)と積送基準を満たす通しの船荷証券の写しの提示が必要である

4. 日本の特恵関税適用対象品目と適用停止方式

対象品目は農水産品と鉱工業品に区分し、農水産品は対象となる品目とその関税率が各品目ごとに個別に設定されているが、適用 停止方式はエスケープ・クローズ方式が採られている。これは、農水産品のある品目の特恵関税を適用した輸入が急増して、その結果 国内産業に損害を与えたため緊急に必要が生じた場合、政令により特恵関税の適用を停止する。

鉱工業品については、一部の例外品を除くすべての品目を対象としており、その関税率は原則として無税であるが、対象品目の一部については有税のものがある。鉱工業産品の特恵関税の適用停止方式も、エスケープ・クローズ方式となっている。

出所:税関ウェブサイト「特恵関税制度の概要」一部抜粋

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1504_jr.htm

http://www.unctad.org/en/docs/itcdtsbmisc62rev4_en.pdf

(参考)GSPについて-2

<u>1. 日本の特恵関税制度関連リンク</u>

税関 特恵関税制度の概要 http://www.customs.go.jp/shiryo/tokkeikanzei/index.htm
外務省 特恵関税制度 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/t_kanzei/index.html
外務省 Japan's GSP http://www.mofa.go.jp/policy/economy/gsp/index.html

<u>2. 世界各国のGSP</u>

UNCTAD About GSP https://unctad.org/topic/trade-agreements/generalized-system-of-preferences

UNCTAD GSP List of Beneficiaries http://www.unctad.org/en/docs/itcdtsbmisc62rev4_en.pdf

UNCTAD GSP Handbook https://unctad.org/publications-search?f[0]=product%3A498

3. 米国のGSP関連リンク

USTR GSP Program Information

https://ustr.gov/issue-areas/preference-programs/generalized-system-preferences-gsp/gsp-program-information

USTR USA Generalized System of Preferences (GSP) Guidebook

https://ustr.gov/sites/default/files/gsp/GSPGuidebook 0.pdf

4. EUのGSP関連リンク

EU Generalized System of Preferences

https://gsphub.eu/about-gsp

EU Taxation and Customs Union Generalized System of Preferences

https://taxation-customs.ec.europa.eu/generalised-system-preferences en

EU Taxation and Customs Union Guide for uses for GSP Rules of Origin

https://taxation-customs.ec.europa.eu/guide-users-gsp-rules-origin en

EPA活用各種マニュアル

EPA活用法・マニュアル

https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/





ASEANのFTA活用のために

https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/asean fta/

ASEANのFTA活用のために







ASEANの締約するFTA活用マニュアル

アジアのFTAはASFANを軸に進んでいます。ASFANに進出している日系企業がASFAN域内あるいは中国・韓国と取引をする際、FTAを利用する機会が 増えています。ここに掲載する資料はそもそもAFTAとは何かから始まり、 何をどう調べたらよいのか、活用するにはどうしたらよいかについて基本か ら実践的なところまでまとめたものです。

- ASEAN自由貿易協定(AFTA)の物品貿易に関する協定(ATIGA) (AFTA-ATIGA) (A.8MB)
- ・ ASEAN-中国自由貿易協定(ACFTA)の物品貿易協定 → (1.8MB)
- ・ ASEAN-韓国自由貿易協定(AKFTA)の物品貿易協定→(1.5MB)
- ・ ASEAN-インド自由貿易協定(AIFTA)の物品貿易協定(AITIGA) ▶ (1.4MB)

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ) 貿易投資相談課

EPA相談受付窓口

電話:03-3582-4943

https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html

不許複製 禁無断転載